東京労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 27 日

東京労働局長　東　　明洋

第４号中「１時間819円」を「１時間824円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月31日から効力を生ずる。

東京労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都各種商品小売業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 27 日

東京労働局長　東　　明洋

第４号中「１時間787円」を「１時間792円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月31日から効力を生ずる。

山梨労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山梨労働局最低賃金公示第３号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 27 日

山梨労働局長　山口　　晃

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域　山梨県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ　手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間782円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

長野労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 27 日

長野労働局長　小池　國光

第４号中「１時間746円」を「１時間747円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月31日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県印刷、製版業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 27 日

長野労働局長　小池　國光

第４号中「１時間742円」を「１時間743円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月31日から効力を生ずる。

和歌山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 27 日

和歌山労働局長　松井　玄考

第４号中「１時間738円」を「１時間739円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月30日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 27 日

島根労働局長　伊藤　敏明

第４号中「１時間685円」を「１時間688円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年３月21日から効力を生ずる。

鹿児島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 27 日

鹿児島労働局長　今野　文平

第４号中「１時間685円」を「１時間688円」に改める。

公　開　公

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 21 年 11 月 27 日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１　日時　平成21年12月15日午後２時から

２　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

３　意見を聴こうとする事項

⑴　ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマンゴウの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表２中チチュウカイミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を制定することについて

４　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

５　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣あての文書を平成21年12月11日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950 東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

６　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人に対し公述時間を制限することがある。